

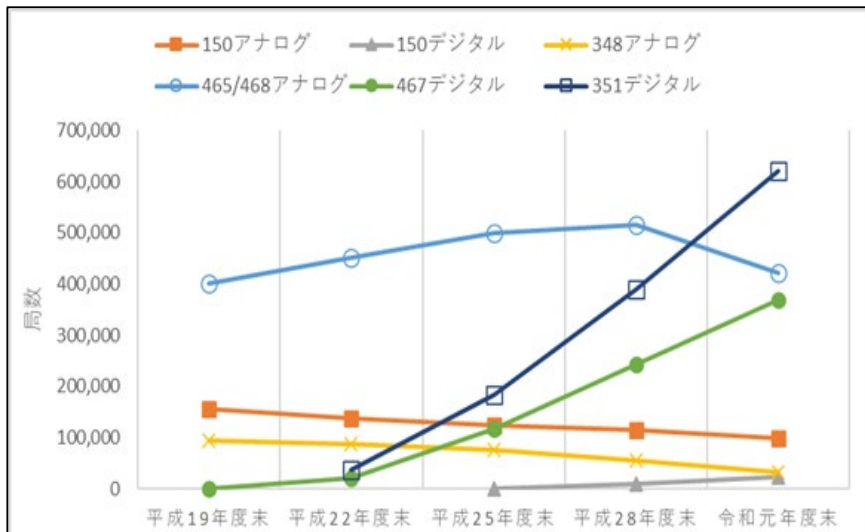
電波法施行規則等の一部を改正する省令（デジタル簡易無線の高度化について）

■ 改正の背景

- ✓ 簡易無線局の局数は、平成23年度末の約75.6万局が令和3年度末には約141.7万局と、この10年間でほぼ倍増
- ✓ 特に、平成20年8月に導入されたデジタル簡易無線の登録局は、全国では平成23年度の約6.6万局から令和3年度には約74.8万局と11倍以上に増加
- ✓ 音声通信だけでなくデータ通信にも活用されつつあり、さらに近年、建物内外等における不感地帯解消のニーズが増加

- ✓ 自動的に又は遠隔操作によって無人でも動作する簡易無線を利用して不感地帯の解消につなげるといったデジタル簡易無線の高度化について、技術的条件を制度化
- ✓ デジタル簡易無線の増加に伴う周波数ひっ迫に対応するため、周波数を拡張

簡易無線局の推移



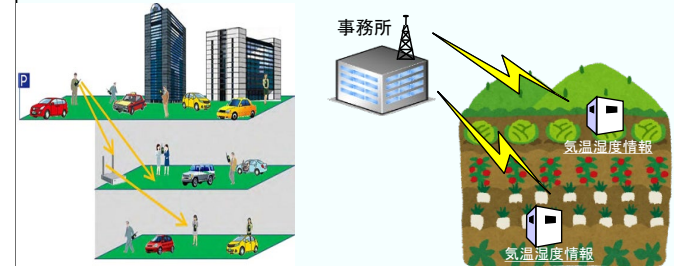
想定される利用シーン

これまでの利用



音声通話

新しい利用ニーズ（無人運用）



中継利用
地下駐車場等の
不感地帯の解消

センサー利用
気温湿度等のデータ伝送




電波法施行規則等の一部を改正する省令（デジタル簡易無線の高度化について） 「自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の技術的条件について」（概要）

■ 主な技術的条件の概要

項目	デジタル簡易無線		デジタル簡易無線 (自動的に又は遠隔操作によって動作するもの)		
	登録	免許	登録	免許	
免許／登録				中継動作を行うもの	
周波数	350MHz帯	150/467MHz帯	350MHz帯	150/467MHz帯	467MHz帯
通信方式	単信方式、単向通信方式 又は同報通信方式		同左	同左	<u>半複信方式</u>
周波数離隔	-		-	-	<u>2MHz～10MHz (2周波半複信)</u>
空中線電力	5W 以下 (上空利用 1W以下)	5W 以下	5W 以下 (上空利用 1W以下)	5W 以下	
呼出名称記憶装置	電波の発射後、呼出名称記憶装置に記憶した呼出名称を自動的に送信するものであること。		同左	同左	<u>不要 (通信の相手方の呼出名称をそのまま送信すること。)</u>
キャリアセンス	必要	不要	必要	不要	
自動的に又は遠隔操作によって動作する場合に具備すべき機能	-		<u>障害検知・停止機能 (自局の障害を検知し、自動的に電波の発射を停止する機能)</u>		
その他の技術基準	同一				

電波法施行規則等の一部を改正する省令（デジタル簡易無線の高度化について）

デジタル簡易無線の帯域拡張

-  アナログ簡易無線（R6.11まで）
-  デジタル簡易無線
-  デジタル簡易無線（今回追加）

